

袖ヶ浦市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月14日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和2年度定期監査の結果（令和3年2月8日付け）に対する措置

令和3年4月14日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>予算の定めによらない契約その他の行為について【総務課】</u></p> <p>職員証プレ印刷ICカード等購入費及び職員証印刷機器購入費について、予算流用確定日前に契約の締結を行った事例が認められた。</p> <p>地方自治法第232条の3に、支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと規定されている。</p> <p>昭和41年6月に示された行政実例では、予算がないのに業者と締結した請負契約は無効であるが、予算議決によって追認された場合は、当事者間においては契約時に遡って有効となる。しかし、議決によって支出負担行為時に遡って適法になるのではなく、違法性が実質的に治癒されるにすぎないと解されていることから、契約後に予算流用が確定している本件についても同様である。</p> <p>今後は、法令等の厳守とチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p>	<p>契約にかかる執行伺い・契約行為以前に予算流用にかかる協議を財政課と行っていたものの、財政課へ提出する予算移動連絡票の日付が誤っており、その日付をもって予算流用が確定したため、支出負担行為を起票した時点では、予算流用が確定していない状態となった。</p> <p>予算移動連絡票の日付に誤りがないか、日付の根拠書類を添付して複数職員による確認を徹底するとともに支出負担行為起票時に予算流用が確定していることを確認することでチェック体制の強化を図り、袖ヶ浦市財務規則に基づき適正な事務処理を行える体制を整えた。</p> <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和3年4月8日）</p>